

釧路信用金庫の近況

● 令和4年度上半期 ●

令和4年4月1日～令和4年9月30日



摩周湖（弟子屈町）（出典：北海道釧路総合振興局商工労働観光課）

みちかなふれあい



日頃より、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚くお礼申し上げます。

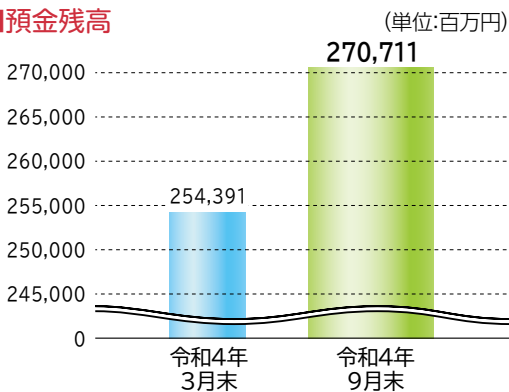
釧路しんきんの令和4年度上半期(令和4年4月1日～令和4年9月30日)における事業概況をお知らせいたします。

預金・貸出金の状況

令和4年9月末の預金残高は2,707億円(令和4年3月末比、163億円増)、貸出金残高は1,103億円(令和4年3月末比、8億円増)となりました。

今後も、地域のお客さまのニーズに積極的にお応えし、安心してお取引いただけるよう努めてまいります。

■預金残高

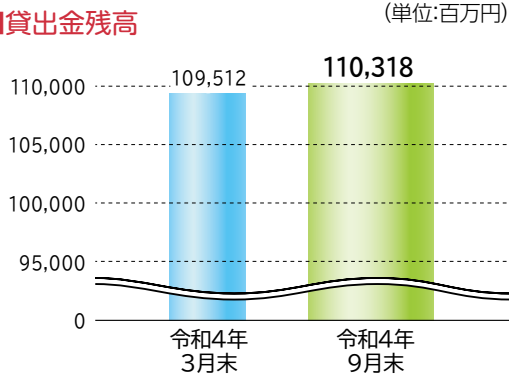


■業種別貸出金残高・構成比

(単位:百万円,%)

	令和4年3月末			令和4年9月末		
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比
製造業	118	4,213	3.8	120	4,474	4.0
農業、林業	75	1,604	1.4	76	1,616	1.4
漁業	14	587	0.5	16	614	0.5
鉱業、採石業、砂利採取業	9	1,044	0.9	9	1,056	0.9
建設業	503	12,232	11.1	522	12,260	11.1
電気、ガス、熱供給、水道業	11	473	0.4	12	500	0.4
情報通信業	13	284	0.2	14	275	0.2
運輸業、郵便業	63	3,082	2.8	63	3,199	2.8
卸売業、小売業	381	13,384	12.2	378	13,445	12.1
金融業、保険業	24	2,508	2.2	25	2,489	2.2
不動産業	183	11,420	10.4	195	12,623	11.4
物品賃貸業	6	302	0.2	6	273	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	33	620	0.5	37	707	0.6
宿泊業	24	1,052	0.9	26	1,161	1.0
飲食業	241	3,123	2.8	248	3,156	2.8
生活関連サービス業、娯楽業	118	1,548	1.4	121	1,505	1.3
教育、学習支援業	21	629	0.5	21	611	0.5
医療、福祉	125	6,577	6.0	129	6,399	5.7
その他のサービス業	175	4,913	4.4	184	5,091	4.6
小計	2,137	69,603	63.5	2,202	71,465	64.7
国・地方公共団体等	9	15,595	14.2	9	14,253	12.9
個人	5,305	24,313	22.2	5,234	24,599	22.2
合計	7,451	109,512	100.0	7,445	110,318	100.0

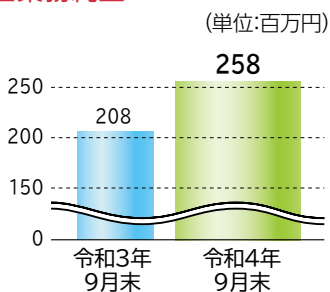
■貸出金残高



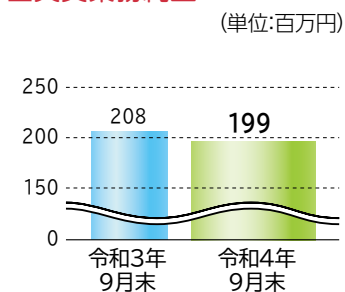
損益の状況

本業の利益を示す業務純益は258百万円、経常利益は249百万円、当期純利益は210百万円となりました。

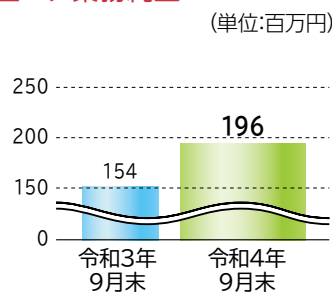
■業務純益



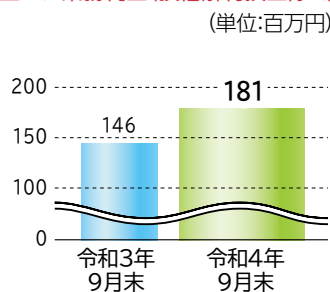
■実質業務純益



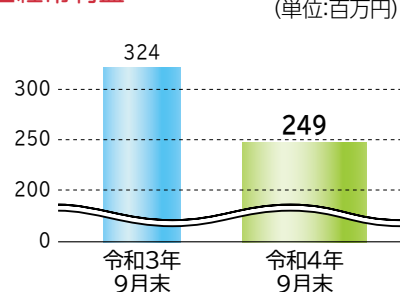
■コア業務純益



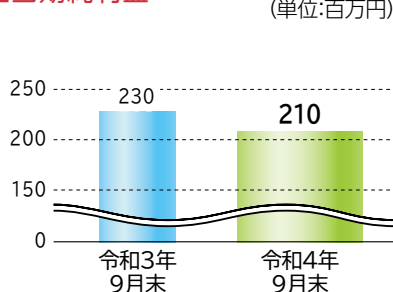
■コア業務純益(投信解約損益除く)



■経常利益



■当期純利益



自己資本充実の状況(単体)

自己資本比率は、金融機関の財務体質の安全性を示す評価基準であり、国内で業務を行う金融機関においては4%以上の確保が必要となります。

令和4年9月末の自己資本比率は、11.64%と国内基準4%はもとより国際基準8%をも上回る水準を維持しております。

■自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和4年3月末		令和4年9月末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,937		10,144	
うち、出資金および資本剰余金の額	712		707	
うち、利益剰余金の額	9,259		9,449	
うち、外部流出予定額(△)	20		—	
うち、上記以外に該当するものの額	▲13		▲12	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	289		230	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	289		230	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 10,227		10,375	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービス・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	36	—	66	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービス・ライセンスに係るもの以外の額	36	—	66	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	13	—	—	—
前払年金費用の額	115	—	122	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 165		188	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 10,062		10,186	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	80,877		82,634	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲435		▲435	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲435		▲435	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,855		4,855	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 85,733		87,490	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.73%		11.64%	

注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和4年3月末		令和4年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	80,877	3,235	82,634	3,305
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	73,888	2,955	75,310	3,012
ソブリン向け	1,113	44	1,224	48
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	18,587	743	18,494	739
法人等向け	20,249	809	20,060	802
中小企業等向けおよび個人向け	18,023	720	18,603	744
抵当権付住宅ローン	1,292	51	1,250	50
不動産取得等事業向け	8,896	355	9,733	389
3か月以上延滞等	32	1	43	1
取立未済手形	17	0	13	0
出資等	317	12	391	15
出資等のエクスポージャー	317	12	391	15
上記以外	5,357	214	5,494	219
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	725	29	725	29
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	940	37	940	37
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	728	29	810	32
②リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,424	296	7,759	310
ルックスルー方式	7,424	296	7,759	310
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
④他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	▲435	▲17	▲435	▲17
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,855	194	4,855	194
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	85,733	3,429	87,490	3,499

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、国際開発銀行、信用保証協会および農林漁業信用基金のことです。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\left[\begin{array}{l} \text{オペレーショナル・リスク} \\ \text{相当額(基礎的手法)の算定方法} \end{array} \right] = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

不良債権の状況

金融再生法上の不良債権は69億円、不良債権比率は6.29%となりました。
不良債権はその全額がそのまま損失につながるものではなく、担保・保証や貸倒引当金によって相応の保全が図られておりますので、どうぞご安心ください。

金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和4年9月末
金融再生法上の不良債権	7,013	6,984
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	590	582
危険債権	5,857	6,145
要管理債権	565	257
正常債権	103,199	104,033
合計	110,213	111,018
不良債権比率	6.36%	6.29%

【用語説明】

- ①破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
- ②危険債権
債務者が経営破綻の状態に至ってはいるが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性が高い債権
- ③要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当する債権

(注) 1. 9月末の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」の金額は3月末時点における債務者区分残高を前提とし、3月末から9月末までに倒産、不渡等の客観的な事実があった債務者について、当金庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、変更後の債務者区分の額を反映しております。
2. 9月末の「要管理債権」の金額は、3月末時点における残高を前提とし、3月末から9月末の間に正常先、要注意先の債務者に対する債権のうち①新たに3か月以上延滞となった債権、②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に変更になった金額を減算しております。ただし、3月末の「要管理債権」のうち3か月以上延滞が解消された債権については減算しております。

有価証券の状況

令和4年9月末の有価証券残高は678億円です。
安全性に留意し、大半が国債・地方債を中心とした国内債券(82.4%)での運用となっております。

■売買目的の有価証券 該当ございません。

■満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和4年3月末			令和4年9月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,500	4,546	45	3,900	3,935	34
	地方債	2,311	2,333	22	1,313	1,327	14
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	6,811	6,880	68	5,214	5,262	48
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,999	1,925	▲73	2,602	2,418	▲183
	地方債	10,355	10,208	▲147	10,999	10,777	▲221
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	12,354	12,134	▲220	13,601	13,196	▲405
合計	19,166	19,014	▲152	18,815	18,459	▲356	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

■子会社・子法人等株式および関連法人等株式 該当ございません。

■その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和4年3月末			令和4年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	63	61	2	32	30	1
	債券	6,031	5,970	61	2,380	2,343	37
	国債	497	496	0	3	3	0
	地方債	4,823	4,766	57	1,801	1,766	35
	社債	710	707	3	575	574	1
	その他	4,021	3,792	228	3,020	2,824	196
小計	10,117	9,824	292	5,434	5,199	235	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	149	166	▲16	225	273	▲47
	債券	34,879	35,362	▲483	39,139	39,941	▲801
	国債	1,793	1,846	▲52	3,414	3,569	▲154
	地方債	29,466	29,881	▲414	31,868	32,493	▲624
	社債	3,619	3,635	▲15	3,856	3,879	▲22
	その他	3,469	3,669	▲200	4,114	4,522	▲407
小計	38,498	39,198	▲700	43,479	44,736	▲1,256	
合計	48,615	49,023	▲407	48,913	49,935	▲1,021	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。 2. 上記の「その他」は外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和4年9月末
非上場株式	83	81
信金中央金庫出資金	940	940
組合出資金	4	4
合計	1,028	1,026

本資料に掲載している計数は単位未満を切り捨てて表示しております。監査法人の監査は受けておりませんが、当金庫の定める自己査定基準に基づき、通常の決算に準じた自己査定の実施により、正確な経営内容の公表に努めております。

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

令和4年3月末		令和4年9月末	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
5,430	▲4	5,456	30

■満期保有目的の金銭の信託 該当ございません。

■その他の金銭の信託

(単位:百万円)

令和4年3月末				令和4年9月末			
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの
1,201	1,200	1	1	1,199	1,200	▲0	▲0

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

地域とのつながり

釧路しんきんでは、「地域経済の発展への貢献」という信用金庫の社会的責任を果たすため、預金・融資業務に係る金融サービスの提供に加えて、様々なお客さまのニーズや地域社会の情勢に合った相談業務や講習会、研修会を開催しております。また、地域の皆さまとのふれあいも大切であると考え、文化事業の開催や地域のお祭りなどにも積極的に協賛・参画しております。

■研修・勉強会

多様化するお客さまのニーズに対応するため、預金・融資や補助金等の研修・勉強会を開催し、自己啓発を図っております。



(債権管理回収講座伝達オンライン勉強会)



(はじめての DX 入門講座(日本政策金融公庫との共催))

■一店舗一貢献活動

「一店舗一貢献活動」とは、営業店・本部が自主的に計画を立て地域や地域の皆さまに奉仕する活動です。平成12年度から毎年実施しており、各店・各部の創意工夫のもと地域の皆さまと一緒に活動しております。

阿寒湖畔支店地域貢献活動



(ポッケクリーンウォーク)

木場支店地域貢献活動



(釧路八幡宮例大祭本祭)

■釧路しんきんのトピックス

- 令和4年5月 第25回信用金庫社会貢献賞
「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞
- 令和4年6月 第98期通常総代会開催
- 令和4年7月 美原支店開設40周年
- 令和4年8月 e-dash株式会社との顧客紹介に関する契約を締結



(第25回信用金庫社会貢献賞 授賞式)

釧路しんきんにおける苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

お客さまからの相談・苦情・紛争等を釧路しんきんの営業店または業務部で受け付けております。

釧路信用金庫 業務部	e-mail : 当金庫ホームページ「ご意見・お問い合わせ」
住所: 釧路市北大通8丁目2番地	投書箱: 全店に「お客様の声ポスト」を設置
TEL: 0154-23-9020	受付時間: 9時~17時(当金庫営業日)
FAX: 0154-24-2707	受付媒体: 電話、手紙、FAX、e-mail、投書箱、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用します。

釧路しんきんのほかに「全国しんきん相談所」「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくは上記業務部にご相談ください。

名称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	北海道地区しんきん相談所 (一般社団法人北海道信用金庫協会)
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号	03-3517-5825	011-221-3273
受付日時	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く) 9:00~17:00	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く) 9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等ならびに札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、業務部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

名称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	札幌弁護士会紛争解決センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
受付日時	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00、13:00~17:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00、13:00~16:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにも下記の方法により、ご利用いただけます。

- 現地調停…… 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会(例 釧路弁護士会の仲裁センター等)の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- 移管調停…… 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。移管調停が利用可能な弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

みちかなふれあい



編集発行: 釧路信用金庫 経営企画部
〒085-0015 釧路市北大通8丁目2番地
TEL 0154-23-9030

<https://www.shinkin.co.jp/kushiro/>



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に
基づき、より多くの人へ適切に情報を伝え
られるよう配慮した見やすいユニバーサ
ルデザインフォントを採用しております。